一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県西伯郡南部町浅井字谷奥山七五五の三〇から七五五の三二まで、市山字家ノ上二〇五、字屋敷通り二二三、朝金字トノ田一〇三の一、一二六の一、字上山一三三、一三三の一、一三四の一、一三四の二、一三五の二、高姫字近藤一〇六七から一〇七一まで、田住字五反田四七九の二、四七九の六から四七九の八まで、字カケ尻五二二、五二五、五二七の一、五二八、字荒神平二六四の二、二七〇の一、二七〇の二、字萱床二七六、字垰田三九三、三九四、三九六、四〇二、四〇三の一、四一三の一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十三年七月二十日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県西伯郡南部町清原字高平原一〇三八の三、一〇三八の一一から一〇三八の三一まで、小林字向原五四二の二〇、吉定字冠岩ノ一一九四、一九五、一九七、字冠岩一九八、一九九、口別所字草田二一七、二二一、二三〇、丸山字上ノ原一八〇三の二八六、久古字砂欠一五四六、一五四七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十三年七月二十日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県西伯郡大山町今在家字三坂原九五九の二、字猫坪谷八七八、八八三から八八五まで、赤松字下水瀧一六三四、字小松山一六〇三の一、一六〇四の一、字中菅野一六一一、一六一三、字鍋山一七〇一の一七から一七〇一の二八まで、字門野五六三の一、五六三の三から五六三の五まで、五六三の七から五六三の九まで、五六三の一一、五六三の一三、五六三の一四、五六三の一六、五六七の四、五六七の七八、五六七の一〇六から五六七の一〇八まで、前字下高滝五六二、大山字上ノ原一四八、豊房字向林ノ一、一九二九、一九三三、一九三四の二、字上開林一九二二の二、一九二三、一九二四の二、一九二五の二、一九二六の二、一九二七の二、一九二八の二、字清水原二〇四五の一、字草谷原二〇四九の一、字馬越背二〇六二の六、字尾原二〇四六の一、二〇四六の三九、二〇四六の一一四、二〇四六の一一五、二〇四六の三七九、二〇四六の三九五、二〇四六の三九九、二〇四六の四〇六、二〇四六の四〇七、二〇四六の四一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字上ノ原一四八、字清水原二〇四五の一、字馬越背二〇六二の六
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十三年七月二十日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県西伯郡南部町下中谷字山神二九四、字山神谷二九七の六から二九七の八まで、上中谷字トウノ垰中二二二六、大木屋字アラ田原四一六、字河原田一三六、字朽谷二四四、字朽谷東三八五、字朽谷南平四五八、四六〇、字小門谷七五一の六、七五一の七、七五二から七五五まで、七五七、七五八、字石原谷三六四から三六七まで、字堂床原二六三の一、中字菖蒲谷山五〇九の二、五〇九の三、五〇九の五から五〇九の八まで、五〇九の一〇から五〇九の一二まで、五〇九の一四、五〇九の一六から五〇九の二一まで、五〇九の二三から五〇九の三三まで、五〇九の三五から五〇九の四三まで、五〇九の四五から五〇九の五一まで、五一二から五一五まで、東上字荒神ノ下一一七二から一一七四まで、字切塞奥一二七三の一、八金字東中山一四五九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字河原田一三六、字小門谷七五一の六、七五一の七、七五三から七五五まで、七五八、字切塞奥一二七三の一
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百六十号

　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四条第一項の規定に基づき、造船業の活力の再生に向けた基本指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。
　平成二十三年七月二十日
　　国土交通大臣　大畠　章宏

造船業の活力の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）

1　現状認識

一　市場環境

イ　大宗船市場

　世界の造船市場は、2003年以降、中国経済の急成長等に伴う海上輸送量の増加を背景に新造船需要が急増し、2010年の新造船建造量は9,601万総トン（対前年比24.6%増）と過去最高を更新した。建造量シェアを見ると、中国38%、韓国33%、日本21%となっており、この3国で9割を超える。我が国の新造船建造量は、過去最高の2,017万総トン（対前年比6.3%増）を記録し、高操業となったが、2006年から2009年の間で、我が国の造船能力はほぼ横ばいであるのに対し、韓国及び中国の造船能力は、2003年からの海運ブームに乗った造船設備の大幅増強により、韓国は約1.5倍、中国は約3倍に増えている。